

令和6年度第1回
船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
(案)の概要について

健康福祉局 子ども家庭部 子ども政策課

第1章：計画策定の背景と趣旨

市町村子ども・子育て支援事業計画

【根拠法】子ども・子育て支援法第61条第1項

- ・国が定める基本指針に即して策定
- ・5年を1期とする
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について記載

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

市町村行動計画

【根拠法】次世代育成支援対策推進法第8条第1項

- ・本計画は、「市町村行動計画」としても位置づけられている
- ※令和17年3月31日までの時限立法

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第1章：計画策定の背景と趣旨

自立促進計画

【根拠法】母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項

- ・国が定める基本指針に即して策定
- ・母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置について記載

母子及び父子並びに寡婦福祉法(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

【根拠法】こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項

- ・国の大綱や都道府県計画を勘案して作成
- ・こどもの貧困対策について記載

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(都道府県計画等)

第十条

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第1章：計画策定の背景と趣旨

計画期間

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

年度									
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029

船橋市総合計画 基本構想 (H12～R3)	第3次船橋市総合計画 基本構想(R4～13)
船橋市総合計画後期 基本計画 (H24～R3)	第3次船橋市総合計画 基本計画(R4～13)

第3次船橋市地域 福祉計画 (H27～R3)	第4次船橋市地域福祉計画 (R4～8)	【仮称】第5次船橋市地域福祉計画
------------------------------	------------------------	------------------

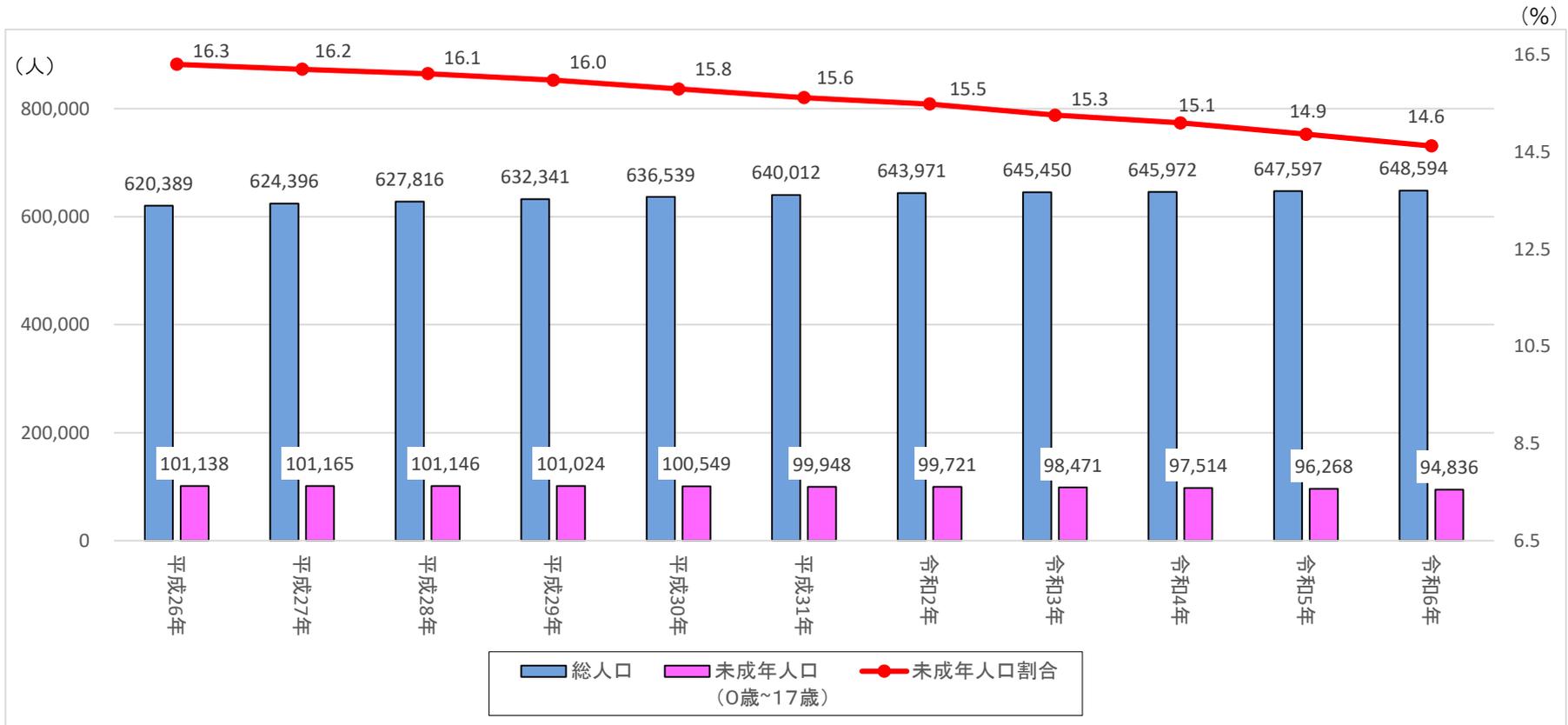
第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2～6)	第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画 第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての 計画 (R7～11)
第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (R2～6)	

第2章：こども・子育てを取り巻く状況

■総人口と未成年人口割合の推移■

本市の人口は増加していますが、未成年人口は減少しています。

図表 総人口と未成年人口の推移【船橋市】

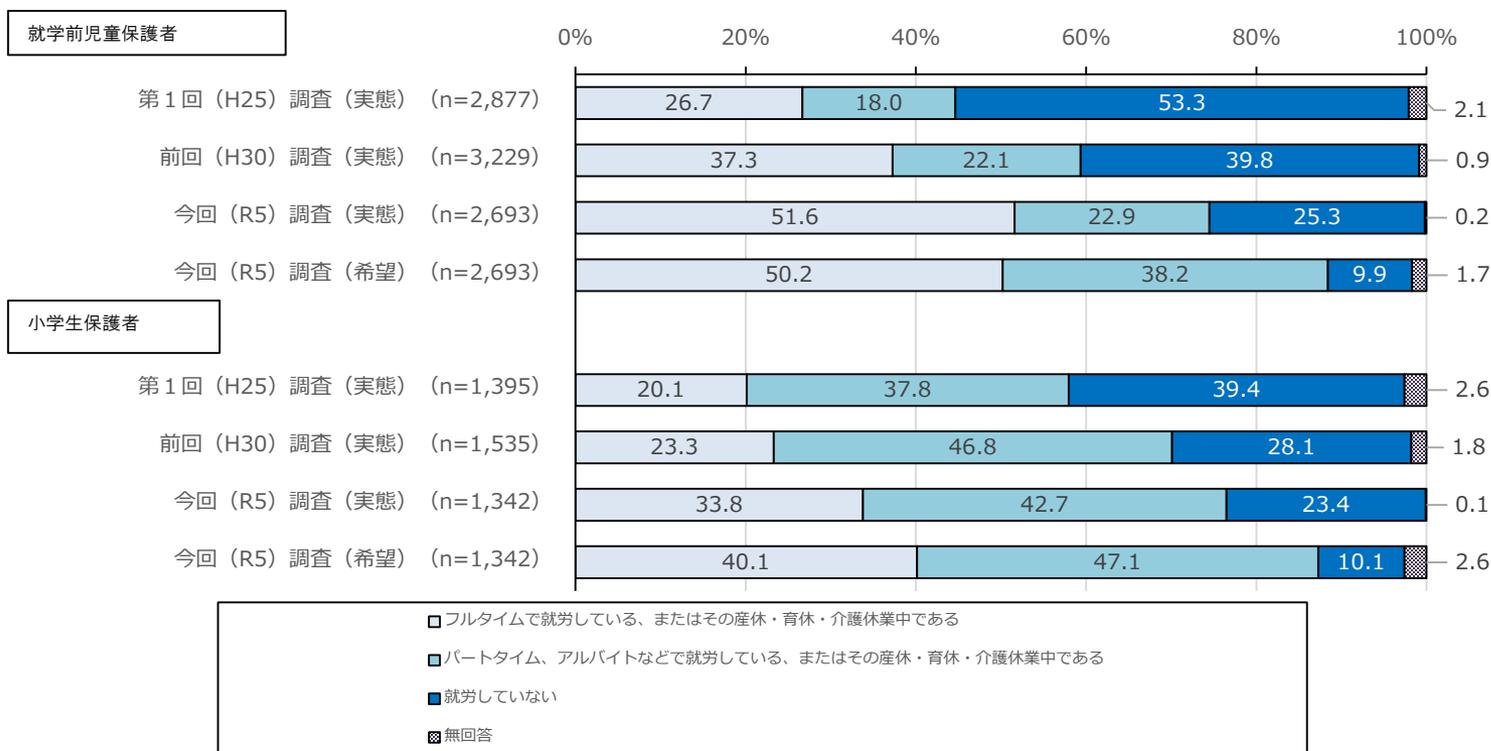


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

第2章：こども・子育てを取り巻く状況

■ 母親の就労（希望）状況 ■

就学前児童や小学生を持つ母親の就労状況については、平成25年度、平成30年度と、令和5年度に実施したアンケート調査を比較すると、就労している割合が増加しており、今後の就労を希望する割合はフルタイム、パートタイム、アルバイトなどの合計を見ると、実態よりもさらに高くなっています。



資料：平成25年度・平成30年度・令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

第3章：計画の基本的な考え方

基本理念

「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして

基本方針

1 こども	次代を担うこども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。	こどもが健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりのこどもが安心して過ごし、きめ細かく充実した教育・保育が受けられる環境を整備する必要があります。 本市では、すべてのこどもが瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。
2 親・家庭	保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。	保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、すべての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。 本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。
3 地域・社会	地域や社会を構成する一人ひとりが、こどもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。	こどもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、こどもの育ちや保護者の子育てを理解し、支え合う必要があります。 本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、こどもを産み育てやすく、こどもが安心して生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

基本施策

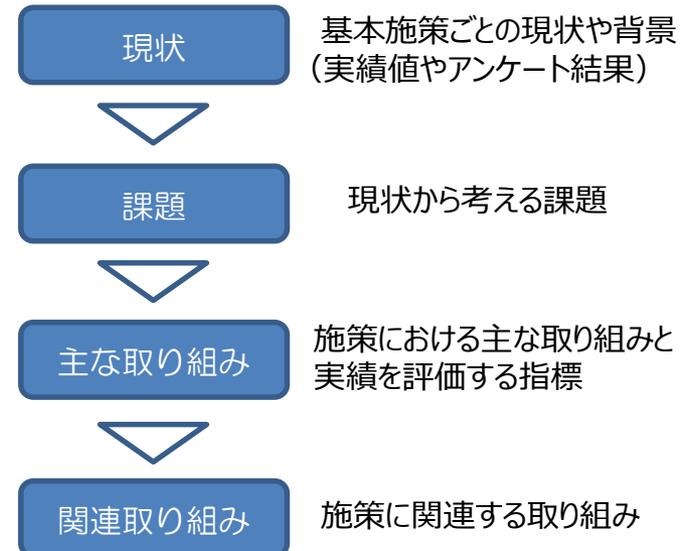
1	乳幼児期の教育・保育の充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">こどもの貧困対策</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 全ての基本施策にかかる横断的な施策として実施。 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;"> 全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。 </p>
2	こどもの健全な育成の充実	
3	特別な配慮を要するこどもへの支援の充実	
4	母子保健の充実	
5	親子のふれあいの場づくり	
6	多様な子育て支援サービスの充実	
7	ひとり親家庭等の自立支援の推進	
8	経済的支援の実施	
9	子育てを支援する地域社会づくり	
10	児童虐待防止対策の充実	
11	仕事と家庭の両立支援の推進	

第4章：施策の展開

〈11の基本施策〉

1. 乳幼児期の教育・保育の充実
2. こどもの健全な育成の充実
3. 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実
4. 母子保健の充実
5. 親子のふれあいの場づくり
6. 多様な子育て支援サービスの充実
7. ひとり親家庭等の自立支援の推進
8. 経済的支援の実施
9. 子育てを支援する地域社会づくり
10. 児童虐待防止対策の充実
11. 仕事と家庭の両立支援の推進

各基本施策の構成



第4章：施策の展開

基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

●主な取り組み

○教育・保育施設等の整備促進 ○保育士の確保

●関連する取り組み

○教育・保育施設等の入所児童の処遇向上 ○教育・保育の質の向上 ○幼保小の連携の充実

基本施策2 こどもの健全な育成の充実

放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室事業（船っ子教室）等の充実により、こどもが安全で安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。

こどもの学び・進路の支援及び体験機会の充実などにより、こどもの健全な育成を図ります。

また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます。

●主な取り組み

○こどもの居場所づくり ○学習機会・学習スペースの提供 ○体験機会の提供 ○悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援

●関連する取り組み

○地域団体による居場所の提供 ○養育環境等に課題を抱える、居場所のない児童等に対する場の提供

基本施策3 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実

発達が気になるこどもや障害のあるこども等、特別な配慮を要するこどもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。

●主な取り組み

○発達に関する相談体制の充実 ○障害児支援の提供体制の充実 ○特別な配慮を要するこどもへの一貫した支援

●関連する取り組み

○障害児等の教育・保育環境の充実 ○障害児在宅支援の充実 ○心のバリアフリーの推進

第4章：施策の展開

基本施策4 母子保健の充実

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子どもを産み育て、子どもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行います。

●主な取り組み

○妊産婦の健康診査の推進 ○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

●関連する取り組み

○乳幼児等の健康診査等の推進 ○母子健康相談の充実 ○母子健康教育の推進 ○食育の推進 ○歯科保健の推進

基本施策5 親子のふれあいの場づくり

子育て関連施設や、子どもの遊ぶ公園などは、親子のふれあいの場になっています。

子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。

●主な取り組み

○地域子育て支援拠点機能の充実

●関連する取り組み

○親子のかかわり促進のための支援

基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実

保護者の子育ての負担を軽減するため、延長保育、一時預かり、病児保育、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）等の多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図り、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

●主な取り組み

○多様な子育て支援サービスの充実 ○利用者支援事業の充実 ○相談体制の整備・充実

●関連する取り組み

○情報誌やホームページによる情報提供 ○育児相談の充実

第4章：施策の展開

基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の多くは、子育てと生計の確保という2つの役割をひとりで担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業等、多くの課題を抱えています。

ひとり親家庭等の支援に関しては、「第1次～第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」から継承した5つの重点施策を設定し、各施策の推進を図ります。

●主な取り組み

- 相談機能の強化・情報提供の充実
- 子育て・生活支援の充実
- 就業支援の強化
- 養育費確保等の推進
- 経済的支援の推進

基本施策8 経済的支援の実施

児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。

●主な取り組み（重点施策）

- 経済的自立への支援
- 低所得者への経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）
- 住宅の確保支援

●関連する取り組み

- 経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）

第4章：施策の展開

基本施策9 子育てを支援する地域社会づくり

地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもを健やかに育むことができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。

●関連する取り組み

○関係機関の連携強化 ○子育て支援ネットワークの構築 ○地域交流による次世代育成の推進

基本施策10 児童虐待防止対策の充実

妊産婦、子育て家庭、子どもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、子どもたちの安全で安心な生活を守ります。

●主な取り組み

○児童虐待の発生予防策の充実 ○児童虐待相談体制の充実

●関連する取り組み

○児童虐待防止啓発事業の実施 ○家庭支援事業の充実 ○被虐待児童の支援

基本施策11 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発や、実現のための各種法令・制度の周知等を行います。

●関連する取り組み

○男女共同参画の推進 ○ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

第5章：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

量の見込みと確保方策

量の見込み

各市町村における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を踏まえて算出した需要量の見込みのことです。

確保方策

量の見込みに対応する提供体制の確保の内容と実施時期のことで、施設や事業をいつ、どのくらい供給するかを示すものです。

量の見込みと確保方策を設定する事業

◎教育・保育

- 特定教育・保育施設（＝認定こども園・幼稚園・保育所）、
地域型保育事業（＝小規模保育事業・家庭的保育事業）など

◎地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業 ② 延長保育事業 ③ 放課後児童健全育成事業 ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑥ 養育支援訪問事業 ⑦ 地域子育て支援拠点事業 ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児保育事業 ⑩ ファミリー・サポート・センター事業 ⑪ 妊婦健康診査事業 ⑫ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑬ 親子関係形成支援事業 ⑭ 産後ケア事業 ⑮ 妊婦等包括相談支援事業 ⑯ 乳児等通園支援事業

※⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業、⑯児童育成支援拠点事業については、量の見込みと確保方策の設定なし

第5章：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと確保方策

(単位：人)

(市全体)

			2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
0 歳	児童数		4,026	4,010	3,998	3,983	3,969
	3号 0歳	利用率	19.5%	20.0%	20.4%	20.9%	21.3%
		量の見込み	785	802	815	832	845
		確保数	1,319	1,334	1,349	1,364	1,379
1 歳	児童数		4,069	4,037	4,022	4,010	3,994
	3号 1歳	利用率	59.9%	61.4%	62.8%	64.3%	65.7%
		量の見込み	2,437	2,478	2,525	2,578	2,624
		確保数	2,447	2,506	2,556	2,606	2,656
2 歳	児童数		4,160	4,081	4,049	4,033	4,021
	3号 2歳	利用率	64.9%	66.9%	68.9%	70.9%	72.9%
		量の見込み	2,699	2,730	2,789	2,859	2,931
		確保数	2,798	2,860	2,913	2,966	3,019
3 ～ 5 歳	児童数		13,776	13,138	12,739	12,361	12,233
	2号	利用率	53.7%	55.3%	56.9%	58.4%	60.0%
		量の見込み	7,397	7,265	7,248	7,218	7,339
		確保数	8,083	8,119	8,155	8,191	8,227
	教育2号 1号	利用率	43.8%	42.2%	40.6%	39.1%	37.5%
		量の見込み	6,033	5,544	5,172	4,833	4,587
確保数		11,657	11,657	11,657	11,657	11,657	

第5章：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(市全体)

事業名等			R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10(2028)	R11 (2029)	単位	
(1)	利用者支援事業	基本型・特定型・こども家庭センター型	量の見込み	11	5	5	5	5	か所
			確保方策	11	5	5	5	5	
		地域子育て相談機関	量の見込み	8	12	16	20	24	か所
			確保方策	8	12	16	20	24	
(2)	延長保育事業	量の見込み	6,676	6,654	6,704	6,760	6,886	人	
		確保方策							
(3)	放課後児童健全育成事業 (放課後ルーム)	量の見込み	6,178	6,249	6,375	6,381	6,366	人	
		確保方策	6,091	6,310	6,477	6,536	6,920		
(4)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	469	472	475	478	481	人	
		確保方策	需要の多い休日の利用枠の確保、社会情勢に応じた柔軟な利用枠の確保						
(5)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	量の見込み	4,026	4,010	3,998	3,983	3,969	人	
		確保方策	実施体制：妊産婦・新生児訪問指導員（助産師）、赤ちゃん訪問員（看護師）、地区担当保健師						
(6)	養育支援訪問事業	量の見込み	26	28	30	32	35	人	
		確保方策	訪問員（助産師等）を派遣する						
(7)	地域子育て支援拠点事業	量の見込み	144,694	140,430	137,873	135,528	134,580	人	
		確保方策	23	23	23	23	23		か所
(8)	一時預かり事業	①A 幼稚園型Ⅰ等	量の見込み	212,598	214,929	217,285	219,666	222,074	人
			確保方策						
		①B 幼稚園型Ⅱ	量の見込み	5,259	5,259	5,259	5,259	5,259	人
			確保方策	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	
		②A 保育所等における一時預かり事業	量の見込み	19,189	18,625	18,289	17,978	17,852	人
			確保方策	27,919	27,919	27,919	27,919	27,919	
		②B ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）	量の見込み	9,744	10,626	11,588	12,637	13,781	人
			確保方策						
		②C 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	量の見込み	129	132	134	137	140	人
			確保方策	需要の多い休日の利用枠の確保、社会情勢に応じた柔軟な利用枠の確保					

第5章：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(市全体)

事業名等			R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10(2028)	R11 (2029)	単位	
(9)	病児保育事業	病児・病後児 対応型	量の見込み	2,003	2,012	2,043	2,050	2,077	人
			確保方策	6,867	6,867	6,867	6,867	6,867	
			実施施設数	5	5	5	5	5	か所
		体調不良児対 応型	量の見込み	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	人
			確保方策						
			実施施設数	79	79	79	79	79	か所
(10)	ファミリー・サポート・センター事業（就 学児 低学年・高学年 合計）	量の見込み 確保方策	2,761	2,753	2,746	2,740	2,733	人	
(11)	妊婦健康診査事業	量の見込み	受診票交付者数	3,950	3,934	3,922	3,907	3,894	人
			健康診査回数	47,795	47,601	47,456	47,275	47,117	回
		確保方策	実施場所：千葉県内・県外医療機関及び助産所、実施体制：医療機関及び助産所に委託 実施時期：通年実施、検査項目：国が定める標準的項目						
(14)	子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	16	17	18	19	21	件	
		確保方策	訪問員（ヘルパー等）を派遣する						
(16)	親子関係形成支援事業	量の見込み 確保方策	19	21	23	25	27	人	
(17)	産後ケア事業	量の見込み 確保方策	1,907	1,892	1,881	1,867	1,853	人日	
(18)	妊婦等包括相談支援事業	量の見込み 確保方策	8,543	8,541	8,540	8,487	8,456	回	
(19)	乳児等通園支援事 業（こども誰でも通 園制度）	0歳児	量の見込み	42	42	41	40	40	人日
			確保方策	10	16	24	32	40	
		1歳児	量の見込み	52	50	48	46	44	
			確保方策	10	18	26	35	44	
		2歳児	量の見込み	46	43	40	37	35	
			確保方策	10	14	21	28	35	

第6章：計画の推進

計画の推進に向けて

- ・本計画第4章の各基本施策の取り組み及び第5章の確保方策については、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その内容を子ども・子育て会議に報告し、公表する。

計画の推進とともに対応を検討する事項

- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行う。
- ・就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合又は供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや、定員を引き下げること等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討する。
- ・こども基本法に基づく市町村こども計画を策定する場合、これを関連計画として位置づけ、本計画と相互に参照し合うことを、必要に応じて検討する。